

# 福岡県公報

令和8年6月16日  
第703号

## 目次

### 告示(第414号)

○保安林の指定施業要件変更の訂正告示 公告	(農山漁村振興課) …………… 1
○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課) …………… 1
○建設業者の営業所の不確知	(建築指導課) …………… 2
○建設業者の営業所の不確知	(建築指導課) …………… 2
○クリーニング業法に基づく研修の指定	(生活衛生課) …………… 2
○クリーニング業法に基づく講習の指定	(生活衛生課) …………… 3
○クリーニング業法に基づく研修の指定	(生活衛生課) …………… 3
○クリーニング業法に基づく講習の指定	(生活衛生課) …………… 4

## 告示

### 福岡県告示第414号

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知(令和8年4月福岡県告示第301号)において指定施業要件の変更に係る保安林所在場所に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和8年6月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1(1) 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
うきは市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
水源<sup>かん</sup>の涵養

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 2(1) 指定施業要件変更予定森林の所在場所

うきは市・久留米市(以上2市について次の図に示す部分に限る。)、久留米市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公告

### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定に基づき開催される第249回

福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和8年6月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和8年7月1日 13時30分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町9-15

福岡県中小企業振興センター 2階 ホール

3 予定議案

- (1) 京築広域都市計画区域の変更について
- (2) 京築広域都市計画区域の変更に伴う同区域内の用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さ制限を定める数値の決定について
- (3) 福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (4) 北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (5) 筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (6) 筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることもある。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、その許可を取り消すことがある。

令和8年6月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社進和建設	鞍手郡鞍手町大字八尋1686-18	柴村 由貴子	令和4年4月28日 福岡県知事許可（般-4） 第110483号

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、その許可を取り消すことがある。

令和8年6月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社明治建設	田川郡福智町赤池528-1	一木 峰正	令和3年10月3日 福岡県知事許可（般-3） 第34125号

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

令和8年6月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代一丁目2番4号

### 3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
令和8年10月4日(日)	福岡生活衛生食品会館	福岡市博多区千代一丁目2番4号

### 4 研修の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生	1時間(1時間)
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1時間(1時間)
洗濯物の処理	1時間(1時間)
繊維及び繊維製品	1時間(1時間)

注1 研修終了後、レポートの提出あり

注2 ( )は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

### 5 受講料

5,000円

### 6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

### 公告

次の講習をクリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

令和8年6月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号

### 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター  
福岡市博多区千代一丁目2番4号

### 3 講習の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
令和8年10月2日(金)	福岡生活衛生食品会館	福岡市博多区千代一丁目2番4号

### 4 講習の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生	1時間(1時間)
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1時間(1時間)
洗濯物の処理	1時間(1時間)
繊維及び繊維製品	1時間(1時間)

注1 講習終了後、レポートの提出あり

注2 ( )は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

### 5 受講料

4,500円

### 6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

### 公告

次の研修をクリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

令和8年6月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号

### 2 研修申込の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター  
福岡市博多区千代一丁目2番4号  
電話番号092-651-5115

- 3 申込受付期間  
令和8年7月16日から令和8年10月2日まで
- 4 研修の科目及びレポート課題  
衛生法規及び公衆衛生  
洗濯物の受取、保管及び引渡し  
洗濯物の処理  
繊維及び繊維製品
- 5 受講料  
5,000円
- 6 その他  
主催者は、受講定員及びレポート提出締切について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

**公告**

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

令和8年6月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修申込の窓口となる団体の名称及び所在地  
公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター  
福岡市博多区千代一丁目2番4号  
電話番号092-651-5115
- 3 申込受付期間  
令和8年7月16日から令和8年10月2日まで
- 4 講習の科目及びレポート課題  
衛生法規及び公衆衛生

- 洗濯物の受取、保管及び引渡し  
洗濯物の処理  
繊維及び繊維製品
- 5 受講料  
4,500円
- 6 その他  
主催者は、受講定員及びレポート提出締切について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。